

第5章 認知症施策推進計画

I 認知症施策推進計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる「共生社会」（認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会）の実現を推進するため、認知症施策について、7つの基本理念、国・地方公共団体の責務、計画の策定、8つの基本的施策等について定める「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が、2024年1月に施行されました。

市民が共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識や認知症の人に関する正しい理解を深められるような取組、認知症の人の社会参加の機会の確保、認知症の人とその家族の相談体制の充実等を促進します。

また、認知症の人とその家族を社会全体で支えるために、企業・事業所等を始め、保健医療及び福祉関係機関との連携を図るとともに、認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができることに加え、認知症の人にもやさしいデザイン（生活におけるバリアフリー化）のまちを目指し、市関係部署との横断的な情報共有と施策展開に向けた連携を図っていきます。

(2) 計画の位置付け

本計画は、認知症基本法第13条の規定に基づく、「市町村認知症施策推進計画」として、社会福祉法第107条第1項に規定する「市町村地域福祉計画」、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条第1項に規定する「市町村介護保険事業計画」ほか、認知症施策に関連する事項を定めるものと調和を図って策定しています。

(3) 計画期間

本計画は、「市町村老人福祉計画」及び「介護保険事業計画」と一体的に策定しており、「介護保険事業計画」が介護保険法第117条第1項により3年を1期とするとして規定されていることから、2024年度から2026年度までの3か年を計画期間とします。

II 認知症施策

施策1 普及啓発・本人発信支援

(1) ねらい

認知症は誰もがなる可能性があることから、市民の認知症に対する理解を深め、認知症の有無にかかわらず、同じ社会の一員として一緒に地域をつくっていく意識を醸成することが重要です。また、認知症の人が様々な工夫をしながら生きがいを持って暮らしている姿は、認知症に対する市民の認識を変え、同じ認知症の人に希望を与えるものです。

地域、学校、企業など、様々な人への理解促進や必要な人に必要な支援が届くように効果的な情報発信ツール等を検討し、地域包括支援センターの相談窓口等の周知を進めるとともに、そうした活動において認知症の人が自らの言葉で発信する機会が増えるよう、地域で暮らす認知症の人とともに普及啓発等に取り組みます。

施策2 認知症予防

(1) ねらい

我が国の認知症施策における認知症予防とは「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを目指すものです。認知症の予防に資する可能性があるものとして、運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等があげられています。

集いの場や健康づくりなどの取組を進め、このような場が認知症の相談や早期発見につながっていくように配慮するとともに、認知症になっても身近な地域で日常的に通い続けることができる場を拡充します。

施策3 認知症本人・介護者への支援

(1) ねらい

認知症になっても、地域の中で本人の長年の暮らし方やなじみの関係を継続していくためには、早期に気づき、状況に応じて適切な支援が提供されることが重要です。また、家族等が認知症を正しく理解し、適切に対応することで、行動・心理症状（BPSD）の発症の予防や認知症の進行の緩和につながることがあります。このため、地域の医療・介護関係者が連携し、状況に応じた必要な支援が提供できる体制の構築を図ります。

さらに、介護者に寄り添った具体的な支援ができるように介護者支援を充実していきます。また、若年性認知症を含めた認知症の人同士が集う場や、介護者同士の交流を通じた心理面での負担軽減、知識の習得支援等を進めていきます。

施策4 バリアフリーの促進と社会参加

(1) ねらい

認知症になったことをきっかけに、これまで行っていた外出や交流等の機会が少なくなってしまう場合があります。地域の中のあらゆる障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進することは、本人の意思が尊重され、なじみの暮らしを継続できる地域の実現につながります。

地域全体で認知症の人やその家族を見守り、支えるため、医療・介護の関係機関、地域の住民、商店、民間企業も含めた社会全体の支援体制の構築や強化を進めていきます。また、若年性認知症を含めた認知症の人が、各々の意欲や能力に応じた就労などの社会参加の機会を提供していく環境づくりや活躍の場の提供に取り組めます。

III 認知症事業一覧

認知症に関する各種事業は、第3章及び第4章に掲載しています高齢者保健福祉計画の重点施策又は各分野・施策に位置付けられているため、事業概要は下表に記載のページで御覧ください。

施策1 普及啓発・本人発信支援		掲載
1	認知症サポーターの養成	P57 目標Ⅱ-分野2-施策1
2	認知症に関する普及啓発	P58 目標Ⅱ-分野2-施策1
3	認知症の早期発見	P48 重点施策3
4	認知症本人発信支援	P55 目標Ⅰ-分野1-施策2
5	学校教育における高齢者の理解促進	P57 目標Ⅱ-分野2-施策1

施策2 認知症予防		掲載
1	認知症の早期発見	P48 重点施策3
2	集いの場へのコーディネート事業	P39 重点施策1
3	専門職との連携	P50 目標Ⅰ-分野1-施策1
4	認知症に関する普及啓発	P58 目標Ⅱ-分野2-施策1
5	地域ふれあいサロン	P52 目標Ⅰ-分野1-施策1
6	元気アップ事業の展開	P52 目標Ⅰ-分野1-施策1
7	地域介護予防活動支援事業の展開	P52 目標Ⅰ-分野1-施策1

施策3 認知症本人・介護者への支援		掲載
1	認知症地域支援推進員の活躍支援	P69 目標Ⅱ-分野2-施策5
2	認知症初期集中支援推進事業の展開	P69 目標Ⅱ-分野2-施策5
3	認知症カフェの推進	P58 目標Ⅱ-分野2-施策1
4	認知症介護家族会の開催	P77 目標Ⅱ-分野5-施策2
5	認知症の人と介護者への支援の充実 ①認知症の人のピアサポート活動支援 ②認知症伴走型支援事業	P47 重点施策3
6	若年性認知症本人・家族への支援	P48 重点施策3
7	成年後見制度利用支援	P66 目標Ⅱ-分野2-施策4

施策4 バリアフリーの促進と社会参加		掲載
1	豊田市ささえあいネットの推進	P59 目標Ⅱ-分野2-施策2
2	見守りネットワークの強化	P43 重点施策2
3	認知症の人の社会参加支援等の推進 ①認知症サポーターを中心とした支え合い・助け合いの仕組みづくり ②認知症の人の社会参加の仕組みづくり	P47 重点施策3
4	成年後見制度利用支援	P66 目標Ⅱ-分野2-施策4
5	若年性認知症本人・家族への支援	P48 重点施策3
6	集いの場へのコーディネート事業	P39 重点施策1
7	本人ミーティング支援事業	P55 目標Ⅰ-分野1-施策2
8	(仮称) 認知症の人にやさしい店舗 認証制度事業	P58 目標Ⅱ-分野2-施策1
9	認知症地域支援推進員の活躍支援	P69 目標Ⅱ-分野2-施策5